

子どもに関する手当について

児童手当

中学校卒業までの児童を養育している方が支給対象となります。

*支給額：

児童の年齢	児童手当の額（1人あたり月額）
3歳未満	一律 15,000円
3歳以上小学校終了前	10,000円（第3子以降は 15,000円）
中学生	一律 10,000円

※児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上の場合は、特例給付として月額一律 5,000円を支給します。

*児童手当を受給している方は、引き続き手当を受給するために、6月に現況届の提出が必要です。現況届の提出がないと児童手当が受給できなくなります。

児童扶養手当

次の条件に当てはまる児童を監護している父・母もしくは養育者が支給対象となります。

- 父母が婚姻を解消した児童 ● 父または母が死亡した児童
- 父または母が重度の障がい(国民年金の障害等級 1級相当)にある児童
- 父または母の生死が明らかでない児童
- 父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- 父または母が裁判所からDV保護命令を受けた児童
- 父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童
- 母が婚姻によらないで生まれた児童 ● 父母とも不明である児童

*支給額：

区分	支給額（平成30年4月～）	
1人目	全額支給	42,500円
	一部支給	42,490円～10,030円
第2子加算額	全額支給	10,040円
	一部支給	10,030円～5,020円
第3子以降加算額	全額支給	6,020円
	一部支給	6,010円～3,010円

※なお、支給額は所得により変わりますので、手当の全部または一部を支給しない場合があります。（所得に応じ、全額支給、一部支給、支給停止のいずれかに決定します。）

*支給期間：児童が18歳に達する日以後の最初の3月31日まで。（なお、児童が、心身に中程度以上の障害を有する場合は、20歳未満まで手当が受けられます）

*児童扶養手当を受給している方は、引き続き手当を受給するために、8月に現況届の提出が必要です。現況届の提出がないと児童扶養手当が受給できなくなります。

*手当の支給開始月の初日から起算して5年を経過すると、手当額が減額されます。手当を減額されないためには「児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書」を提出しなければなりません。

*お問い合わせ先

剣淵町役場住民課環境民生グループ TEL 26-9026